

## 二ヶ領用水文化財登録活用検討会議設置要綱

### （目的及び設置）

第1条 歴史的・文化的に価値のある二ヶ領用水について、「二ヶ領用水総合基本計画」に計画実現のための施策として位置付けられている、文化財の指定・登録による保護及び活用を図ることを目的として、「二ヶ領用水文化財登録活用検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）文化財登録の情報共有と庁内調整に関すること。
- （2）文化財登録後の活用に関すること。
- （3）その他必要な事項に関すること。

### （組 織）

第3条 検討会議は、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 検討会議に議長を置き、議長は建設緑政局長をもって充てる。
- 3 検討会議は、議長が必要に応じて招集する。

### （幹事会）

第4条 検討会議の業務を補佐し円滑な運用を図るため、検討会議に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事会に座長を置き、座長は建設緑政局総務部企画課長をもって充てる。
- 4 幹事会は、座長が必要に応じて招集する。

### （関係者の出席）

第5条 検討会議の議長及び幹事会の座長は、審議のために必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

### （事務局）

第6条 検討会議及び幹事会の事務局は、建設緑政局総務部企画課に置く。

### （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年7月2日から施行する。

別表1（第3条関係）

役 職	所 属
議 長	建設緑政局長
委 員	総務企画局長
//	財政局長
//	経済労働局長
//	環境局長
//	まちづくり局長
//	幸区長
//	中原区長
//	高津区長
//	多摩区長
//	教育次長

別表2（第5条関係）

役 職	所 属
座 長	建設緑政局総務部企画課長
委 員	総務企画局シティプロモーション推進室ブランド戦略担当課長
//	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長
//	財政局財政部財政課長
//	経済労働局産業振興部観光プロモーション推進課長
//	環境局環境対策部水質環境課長
//	まちづくり局総務部企画課長
//	建設緑政局道路河川整備部河川課長
//	幸区役所まちづくり推進部企画課長
//	幸区役所道路公園センター整備課長
//	中原区役所まちづくり推進部企画課長
//	中原区役所道路公園センター整備課長
//	高津区役所まちづくり推進部企画課長
//	高津区役所道路公園センター整備課長
//	多摩区役所まちづくり推進部企画課長
//	多摩区役所道路公園センター整備課長
//	教育委員会事務局生涯学習部文化財課長